

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る 住環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

建築基準法改正への対応、現運用への整合のため、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（以下、「中高層条例」という。）施行規則を一部改正します。

2 改正内容

(1) 近隣説明等報告書の提出日に係る認定又は許可の規定の追加

中高層条例における近隣説明等報告書の提出は、規則で定める認定又は許可の申請の30日前までに行うこととしています。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）により、再生可能エネルギー利用設備の導入促進のため、建築基準法における形態規制に関する特例許可制度が創設されました。（令和5年4月1日施行）

今回創設された特例許可等の申請の30日前までに、中高層条例に基づく近隣説明等報告書の提出が必要であることを規定します。

(2) 近隣説明等報告書の様式改正

中高層条例に基づく近隣説明等報告書では、計画上の配慮事項として、自転車駐車場の計画台数を記載することとしています。

近隣説明等報告書の様式を改正し、現在任意の指導により記載していただいている、横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成30年条例第3号）に基づく自転車駐車場の附置義務台数を記入する欄を追加します。

3 新旧対照表

別紙参照

4 スケジュール

(1) 公布日

令和7年3月（予定）

(2) 施行日

2 改正内容(1)については公布日と同日の施行、(2)については令和7年4月の施行を予定しています。